

令和 4 年度

# 仕 様 書

委託業務名：R 4 ス林 林業労働安全実技研修施設 1 徳・南庄 設計業務

徳島県農林水産部スマート林業課

# 仕様書

## 1 設計内容

本仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（平成20年3月31日国営整第176号 最終改正令和3年3月25日国営整第210号）による。

- (1) 設計は、次表のうち、○印を付したものに関する業務を行うものとする。  
業務の内容は、平成31年国土交通省告示第98号別添一第1項第二号イに掲げるもの及び5(2)に示す成果品の作成にかかるものとする。ただし、「建築確認申請」を「計画通知」と読み替えるものとし、計画通知が不要な場合は、それに関する業務を除くものとする。

○	建築設計
○	建築構造設計
○	電気設備設計
○	機械設備設計
○	敷地造成設計
○	屋外附帯設計
○	積算

(2) 目標とする工事費の額（直接工事費） 49,000,000 円

(3) 工事施工予定期間 着工の日より 150日間の予定

(4) 設計書は次の工事別に作成する。

R4ス林 林業労働安全実技研修施設 徳・南庄 新築工事

R4ス林 林業労働安全実技研修施設 徳・南庄 外構工事

その他、県が指示する工事区分とする。

## 2 業務担当技術者の種別及び資格等

業務担当技術者は次のとおりとする。

業務着手前にあらかじめ業務計画書を作成し、監督員へ提出しなければならない。

なお、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。

### (1) 管理技術者（1名以上）

管理技術者は、一級建築士の資格を有し（ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。）、かつ対象業務全般について掌握し、設計業務について高度の技術・経験及び能力を有するものとする。

### (2) 主任担当技術者（建築担当技術者、設備担当技術者 各1名以上 ただし、原則として上記（1）以外の者とするが、発注者の承認を得たときは、この限りでない。）

主任担当技術者は、その業務内容を十分に理解し、設計業務に精通すると共に、設計業務について相当の経験と能力を有するもので、大学卒業後5年以上又はそれと同等の経験を有するものとする。

## 3 設計の進め方

(1) 監督員の指示に基づき、基本計画を作成し、承認を得たうえで具体の設計に着手しなければならない。

(2) 設計業務等の実施に当たり、現地踏査、文献等の資料収集、施設管理者への聞き取り調査を実施し、設計等に必要な現地の状況を把握し、その結果の取りまとめを行わなければならない。

(3) 建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律等並びにこれに基づく命令及び条例の規定等を遵守するほか、県の定める工事標準仕様書、各種設計基準及び標準図等に基づいて設計を進めなければならない。

(4) 工事実施時に支障となることがないように、県、官公署及びその他関係機関等との打ち合わせを緊密に行い、結果について書面に記録し、監督員へ報告するとともに、その内容について相互に確認したうえで、文書で保存しておかななければならない。

（例： 建築主事、消防署、上水・下水管理者、電力・電話・ガス会社等）

(5) 目標とする工事費の額は、経費を除いた直接工事費の額とし、建築工事及び設備工事の合計額が、この範囲内に納まるよう設計を進めなければならない。

(6) 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、業務の方針、進捗状況等を監督員へ書面にて報告し、その内容について相互に確認しなければならない。

(7) 建築及び設備の設計工程を明確にし、設計作業が円滑に進むよう各設計担当者相互の連絡を密に取らなければならない。

(8) この要領に明記されていない事項があるときは、監督員と協議して定めること。

## 4 設計図書の作成

(1) 設計図書の用紙の大きさ、書式、構成及び編集方法等は、監督員の指示によること。

(2) 設計図書には、全て氏名及び建築士登録番号を記入すること。

(3) 積算書、構造計算書等の書式は独自のものを使用してよい。（ただし、A4版ファイルを原則とする。）

5 提出する設計図書等

(1) 設計が完了したときは、設計図書（図面及び設計書並びに構造、負荷及び流量計算書等）の焼図及び数量計算書等を監督員に提出し審査を受けること。また、訂正の指示があった場合は、訂正を行った後、設計図書の原図を引き渡すこと。

(2) 成果品

次表のうち、○印を付したものを、指定部数提出する。

	種 類	数 量 等	備 考
○	設計図書（白焼き図）	次に掲げる設計図書一覧表1～3のうち、○印を付したものの図面一式	用紙の大きさは、監督員の指示によること。図面に押印すること。
○	設計図書（二つ折製本）	上記図面の製本（工事別各3部）	製本の大きさは、監督員の指示によること。
○	設計図書(電子データ)	CD-RまたはDVD±R（正・副1部）	（注1）
○	設計書	R I B C内訳書データ 白焼き1部	内訳書データは、設計図書(電子データ)と同じ電子媒体に保管しても良い。
○	数量計算書	原稿一式	数量調書、単価調書及び見積書等
○	設計計算書	P D Fデータ 白焼き1部	（注2） P D Fデータは、設計図書(電子データ)と同じ電子媒体に保管しても良い。
○	グリーン化技術チェックリスト リサイクル計画書(積算段階) 資材使用調書 構造計算チェックリスト エネルギーデザインに関するチェックリスト	白焼き1部又は電子データ	電子データによる場合は、設計図書（電子データ）と同じ電子媒体に保管しても良い。
	透視図	外観（ ）枚、内観（ ）枚	鳥瞰、方向等は監督員の指示による。
	模型		縮尺、ケースの有無等は監督員の指示による。
○	計画通知書他	必要部数	通知書及び関係図書 手続業務を含む。 構造計算適合性判定及び建築物の建築物エネルギー消費性能適合判定が必要な場合は、手数料を含む。
○	消防法による届出書	必要部数	使用開始届及び関係図書 手続業務を含む。
	都市計画法適合証明	必要部数	手続業務及び手数料を含む。
	省エネ措置の届出等 （注3）	必要部数	届出等業務を含む。
	シーリング材種判定及びP C B含有分析の要否判定報告書	1部	
	外壁仕上げ材アスベスト含有分析調査報告書	3部	調査箇所数（ ） 分析方法は J I S A 1 4 8 1 - 1 による。
○	その他監督員の指示するもの		

(注1) 図面データのファイル名は、日本語とする。

CD-R等電子媒体に、

- ・PDFデータ
- ・CADデータのファイル形式が、SFC形式のファイルのもの（県の標準CADソフトであるJw\_cadで開いた際に文字化け等の不具合が発生しないことを確認すること。）
- ・CADデータのファイル形式が、使用したCADのオリジナルのファイル形式のもの（ただし、jww・dxf・dwg形式に限る。）

を保管するものとし、それぞれをフォルダを別にして、整理して保管すること。

図面の表題欄の寸法及び様式は、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築事業設計業務編】」の付属資料3による。

CD-R（DVD-R）への書き込み後の電子成果物について、最新のウイルス定義データを用いてウイルスチェックを行い、コンピュータウイルス等が無く、安全であることを確認すること。

電子媒体を収納するケースの背表紙には、「委託業務名」、「作成年月」を横書きで明記すること。なお、業務名が長く書ききれない場合は、先頭から書けるところまで記入すること。

電子媒体への記載項目は、原則直接印刷とし、表面に損傷を与えないよう注意すること。

その他の事項については、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築事業設計業務編】」の6.3 電子媒体記載事項による。

(注2) 設計計算書のうち構造計算書については、国土交通大臣認定プログラムにより計算を行うこと。

設計対象建築物を計算可能な認定プログラムが存在しない等の理由で、監督員の承諾を得た場合には、認定プログラム以外での計算を認めるが、額の変更対象としない。

(注3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務、同法第20条第2項に規定する建築物の建築に関する通知及び同法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務

(3) 成果品の取り扱いについて

提出された設計図書（電子データ）については、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

設計図書一覧表1

	種 類	備 考		種 類	備 考
	A. 共通設計図			B. 敷地造成設計図	
○	1. 表紙		○	1. 敷地測量図	
○	2. 図面目録		○	2. 敷地平面図	
○	3. 工事概要		○	3. 縦横断面図	
○	4. 特記仕様			4. 擁壁詳細図	
○	5. 配置図、附近見取図				
○	6. 支障物件確認図				
○	7. 面積表、面積計算書				
○	8. 概略工事工程表				

設計図書一覧表 2

	種 類	摘 要		種 類	摘 要
	C. 建築設計図			D. 電気設備設計図	
○	1. 内外仕上表			1. 変電設備機器配置図	
○	2. 各階平面図			2. " 系統図	
○	3. 立面図 (改修面)		○	3. 電灯設備各階平面図	
○	4. 断面図		○	4. " 幹線平面図	
○	5. 軸組図			5. " 平面詳細図	
○	6. 基礎伏図		○	6. " 器具取付詳細図	
○	7. 床伏図 (2面)		○	7. 電灯設備系統図	
○	8. 小屋伏図			8. " 集合計器盤	
○	9. 梁伏図		○	9. " 分電盤	
○	10. 天井伏図		○	10. " 器具取付表	
○	11. 屋根伏図			11. " 予備電源設備図	
	12. ペントハウス			12. 動力配線設備平面図	
○	13. 平面詳細図 (2面)			13. " 系統図	
○	14. 矩計詳細図			14. " 制御盤図	
	15. 階段詳細図			15. 電話配管各階平面図	
○	16. 各部詳細図 (2面)			16. " 系統図	
○	17. 室内展開図			17. " 端子盤図	
○	18. 建具表			18. 火災報知器設備各階平面図	
○	19. 構造伏図			19. " 系統図	
○	20. 床梁及び壁リスト			20. " 機械図	
○	21. 床板・階段・基礎配筋図			21. 放送設備各階平面図	
	22. ラーメン配筋図			22. " 系統図	
	23. ブロック配筋図			23. テレビ聴視設備各階平面図	
	24. 防火壁			24. " 系統図	
	25. 山留め、水替詳細図			25. " 機器図	
	26. 日影図			26. 避雷針配線及び取付図	
○	27. その他必要な図面			27. 電鈴設備各階平面図	
				28. " 系統図	
				29. " 機器図	
			○	30. その他必要な図面 (2面)	
			○	31. 特記仕様書 (2面)	

設計図書一覧表 3

	種 類	摘 要		種 類	摘 要
	E. 機械設備設計図 (給排水、衛生、ガス、空調、 冷暖房)			F. 屋外附帯設計図	
○	1. 衛生設備各階平面図			1. 外柵門塀平面図及び詳細図	
○	2. " 系統図			2. 造園植栽平面図及び詳細図	
○	3. " 詳細図			3. 道路平面図及び詳細図	
	4. 消火栓設備各階平面図		○	4. 雨水排水平面図及び詳細図	
	5. ガス設備各階平面図			5. 公園平面図及び詳細図	
	6. 受水槽詳細図		○	6. 構内舗装図	
	7. 高置水槽詳細図				
	8. し尿浄化槽詳細図				
○	9. 換気設備各階平面図				
○	10. " 系統図			G. 設計計算書	
	11. " 詳細図		○	1. 構造計算書 (構造計算チェ ックリスト含む)	
○	12. 冷暖房設備各階平面図			2. 設備構築物構造計算書	
○	13. " 系統図			3. 給水流量計算書	
	14. " 詳細図			4. 排水 "	
	15. 空気調和設備各階平面図			5. 浄化槽容量計算書	
	16. " 系統図		○	6. 換気量計算書	
	17. " 詳細図		○	7. 暖房負荷計算書	
	18. エレベーター設備平面図		○	8. 冷房 "	
	19. " 機械室詳細図			9. 電圧降下計算書	
	20. " カゴ詳細図		○	10. 照度計算書	
	21. シャフト詳細図				
○	22. その他必要な図面				

6 貸与する図書及び資料

次表のうち○印を付したものを貸与するので、適切な保管に努めること。また、貸与品は、成果品の引渡しの際に、すみやかに返却すること。

	種 類	摘 要		種 類	摘 要
	1. 敷地測量図		○	6. 各種設計資料	竣工時図面 (PDF)
○	2. 設計計画図書			7. 基本設計	
	3. 地質、地盤調査資料		○	8. 既存図面 (CADデータ)	配置図、丈量 図、面積表
	4. 各種設計基準図			9. 既存図面 (紙媒体)	
	5. 各種標準図			10.	

## 7 建設予定地及び設計概要

予定建築物の概要は次表により、設計過程において予定の面積を超える恐れがあるときは、すみやかに監督員に協議しなければならない。

建設予定地	徳島市南庄町		
名称	構造・規模	数量(面積)	備考
研修棟	新築工事に係る設計業務(木造平屋) ・資材保管庫 ・講師室 ・室内実習場 上記工事に伴う設備工事の設計業務を含む  外構工事に係る設計業務 ・野外実習及び周囲の舗装 ・水路工新設及び撤去  測量調査 ・上記工事に必要な測量業務	延床面積約190m <sup>2</sup>         外構工事範囲 約2,000m <sup>2</sup>	規模・材料等は 監督員と協議の上 決定すること

## 8 設計委託履行期間等

- (1) 履行期間 契約書による。

## 9 その他委託上の条件

- (1) この設計の成果物の著作権は、引渡し時より県に帰属するものとし、県において必要に応じ設計内容の変更を行うことができるものとする。
- (2) 工事実施にあたり、設計内容に疑義が生じた場合は、設計受託者は責任ある回答を行わなければならない。また、当該問題の解決のため現場指導を求められた場合は、担当者を現地に派遣しなければならない。
- (3) 工事実施にあたり、設計受託者の責めに帰する事由により設計変更の必要が生じたときは、監督員の指示により、設計受託者において設計変更図書の作成を行わなければならない。
- (4) 建築計画通知書、消防法による諸届及び法令に定められた諸手続きは、設計受託者においてすみやかに行うものとし、その内容を監督員へ報告し、必要な協議を行うものとする。
- (5) 構造計算書は、営繕課指定の構造計算書チェックリストにより確認すること。  
 法第6条第1項第4号建築物の場合は、構造計算書に構造計算概要書(住宅課建築指導室の指定様式)を添付すること。